資料2-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月	測 定 方 法
	1時間値の1日平均値が0.04ppm		
二酸化硫黄	以下であり、かつ、1時間値が	昭和44年2月	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
	0.1ppm以下であること。	(昭和48年5月改定)	
	1時間値の1日平均値が10ppm以下		
一酸化炭素	であり、かつ、1時間値の8時間	昭和45年2月	非分散型赤外分光計を用いる方法
	平均値が20以下であること。		
			濾過捕集による重量濃度測定方法又
浮遊粒子状	1時間値の1日平均値が0.10mg/		はこの方法によって測定された重量
	㎡以下であり、かつ、1時間値が	昭和47年1月	濃度と直線的な関係を有する量が得
物 質	0.20mg/㎡以下であること。		られる光散乱法、圧電天びん法若し
			くはベータ線吸収法
	1時間値の1日平均値が0.04ppm		
二酸化窒素	から0.06ppmまでのゾーン内又は	昭和48年5月	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法
	それ以下であること。	(昭和53年7月改定)	又はオゾンを用いる化学発光法
			中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸
光化学オキ	1 時間値が、0.06ppm以下である	昭和48年5月	光光度法若しくは電量法、紫外線吸
シダント	こと。		収法又はエチレンを用いる化学発光
			法

備考1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下の ものをいう。

- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応に より生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸 化窒素を除く。)をいう。
- 3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所に ついては適用しない。

資料2-2 有害大気汚染物質の大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月	測 定 方 法
			キャニスター若しくは捕集管により
	1 年平均値が0.003mg/m以下で		採取した試料をガスクロマトグラフ
ベンゼン		平成9年2月	質量分析計により測定する方法又は
	あること。		これと同等以上の性能を有すると認
			められる方法
トリクロロ	1 年平均値が0.2mg/m以下で	平成9年2月	同上
エチレン	あること。	十成 5 年 2 万	р т
テトラクロ	1年平均値が0.2mg/m以下で	平成9年2月	同上
ロエチレン	あること。	+1,2 3 4 2 1	
備考 この母	環境基準は、工業専用地域、車道そ の	の他一般公衆が追	通常生活していない地域又は場所に
ついてに	は適用しない。		

•

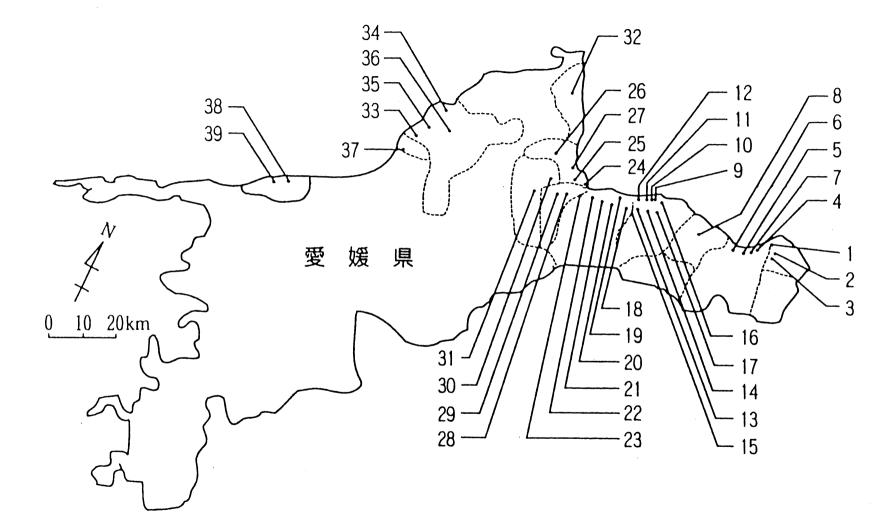
資料2-3 環境基準による大気汚染の評価方法

物質	環境基準	に よ る 評 価 方 法								
	短期的評価	長期的評価								
	1時間値の日平均値が0.04ppm以下で	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれ								
二酸化硫黄	あり、かつ、1時間値が0.1ppm以下	ば環境基準達成、ただし、日平均値が0.04ppmを超								
	であれば、環境基準達成である。	える日が2日以上連続したときは、上記に関係な								
		く環境基準非達成である。								
	1時間値の日平均値が10ppm以下であ	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば								
	り、かつ、1時間値の8時間平均値	環境基準達成、ただし、日平均値が10ppmを超える								
一酸化炭素	(1日を8時間に3区分した各区分	日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環								
	の平均値)が20ppm以下であれば、環	境基準非達成である。								
	境基準達成である。									
	1時間値の日平均値が0.10mg/m以	年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m以下で								
浮遊粒子状	下であり、かつ、1時間値が0.20mg	あれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.10mg								
物 質	/㎡以下であれば、環境基準達成で	✓㎡を超える日が2日以上連続したときは、上記								
	ある。	に関係なく環境基準非達成である。								
備考1 短期	明的評価は、測定を行なった日又は時間に	こついて評価する。								
2 長其	明的評価は、年間にわたる測定結果を長期	明的に観察して評価する。								
なお	3、年間の測定時間が6,000時間以上の場	合を対象とする。								
3 日平	平均値の評価は、20時間以上測定の日(有	「効測定日)を対象とする。								

4 日平均値の2%除外値とは、年間に得られた日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除 外した残りの日平均値の最高値をいう。(365日分の日平均値の場合は、365日の2%に当たる 7日分(小数点以下四捨五入)を除外後の最高値であり、365日分の日平均値の高い方から8番 目の値となる。)

物質	環境基準による評価方法
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。
光化学オキ	昼間(5時~20時)の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成で
シダント	ある。
備考 二酸(と窒素については、年間の測定時間が6,000時間以上の場合に評価を行ない、日平均値の年
間98%値	直とは、年間に得られた日平均値(20時間以上測定の日を対象とする。)の低い方から98%
に相当す	する日平均値をいう。(365日分の日平均値の場合は、365日の98%に当たる358日分(小数
点以下四	四捨五入)の日平均値の最高値であり、365日分の日平均値の低い方から358番目の値となる。)

資料2-4 大気汚染常時監視測定局配置図



(注) 番号は資料2-5の測定局番号に対応する。

市 1 5 町 0	番号	局 名	項目数	SO2	S P	SPM	WD	wv	Т	Н	S S	AP	NO	NO2	ОХ	тнс	CH₄	NMHC	СО	ΗF	ТМ
111	$\frac{7}{2}$	吉 祥 院 金 生	4 4	$\overset{O}{\vartriangle}$				O A													8
、 之 江 市 伊	$\frac{\overline{3}}{4}$	1 川 之 江	11 4	$\overline{\Delta}$		Δ	O A	O A					0	0	0	0	0	0	0		<u> </u>
伊予三島市	5	旧県事務所	4	0		O.	0	Q													- Ŏ
 市 一土居町	6 7 8	寒 川 伊予三島 土	$\frac{4}{9}$				$\overset{\Delta}{\overset{\circ}{\overset{\circ}{\overset{\circ}{}}}}$						0	0	0	0	0	. 0	0		
	9	<u>北小松原</u>	4	Δ		\square	Δ	Δ	\sim						~						
新	10 11	新居浜工高	14	- 8-		8	$\overline{\bigcirc}$	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			$\overline{0}$
居	$\frac{12}{13}$	若 宮 金 子 山	4	\triangle				\triangle	0												- 8-
浜	$\frac{14}{15}$	市 村 大 生 院	11 4	$\overset{O}{\triangleleft}$		Δ	$\overset{\circ}{\frown}$	$\overset{O}{\vartriangle}$					0	0	0	0	0	0	0		<u>Š</u>
市	$\frac{16}{16}$	八二 八二 高 津 泉 川	8				$\overline{\Delta}$	Δ					\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle			Ř
西	18 19	ボ 川 飯 岡 賞 谷	$\frac{3}{4}$	0		0		8												0	
条	20	西条	11	0		0	Ŏ	Õ					0	0	0	0	0	0	0		Ŏ
市	$\frac{21}{22}$	神 拝 禎 瑞	$\frac{4}{4}$	0 Δ			\bigcirc	\bigcirc													0
	$\frac{23}{24}$	氷 見 広 江	4	\triangle		\triangle	Δ	\triangle	, ,												0
東 予 市	25	東中学校	4	\triangle		\triangle	\triangle	\triangle													0
市	$\frac{26}{27}$	北保育所 東 予	4	\bigcirc			0	0					0	0	0	0	0	0	0		0
小松町	28	小松中学校	4	\triangle		\triangle	\triangle	\triangle											0		0
	29 30	石 根 丹 原	4	0		0	0	0													0
丹原町	31	来 見	4	\triangle		Δ	\triangle	\triangle													Ŏ
今治市	32 33	今 治 富 久 町	3	Δ			Δ	Δ							Δ		Δ				Δ
松山市	$\frac{34}{35}$	和 気	6	\triangle		\triangle	\triangle	\triangle					\triangle	\triangle							\triangle
	36	味 生 本町消防	6 1	<u> </u>		\triangle		Δ						\triangle					\triangle		\triangle
松前町	37 38	松 前 大 屋	4	0		0	0	0													
長浜町	39	港務所	4	\triangle		\triangle	\triangle	\triangle													
合		計	209	33	0	32	37	37	2	1	1	1	11	11	9	9	9	9	6	1	35
S O2 : =	二酸化矿	流黄 WD:風	向	Н :∤	显归	E NO	:一酸	化窒素		ТНС	:総炭们	比水素	С	〇:一酸	化炭素	0:	県設置				

資料2-5 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

SO::二酸化硫黄WD:風向H:湿度NO::一酸化窒素THC:総炭化水素CO:一酸化炭素O:県 設置SP:浮遊粉じんWV:風速SS:日射量NO::二酸化窒素CH₄:メタンHF:弗化水素 $\Delta:市町設置$ SPM:浮遊粒子状物質T:温度AP:気圧OX:光化学オキシダントNMHC:非メタン炭化水素TM:テレメータ

資料2-6 二酸化硫黄測定結果(溶液電導率法)

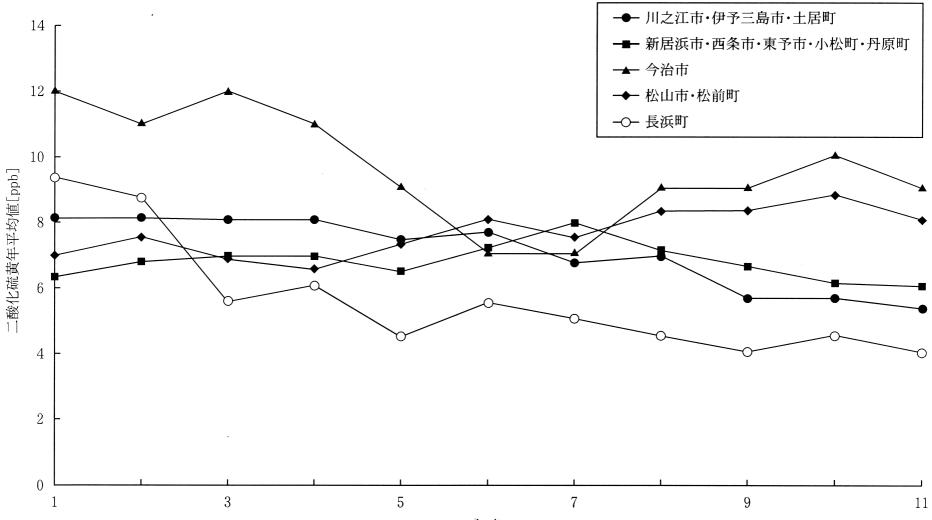
(5	区成	11/2	E P	キヽ
(⊢лх,	11+	トだ	とり

																		(半成11年度
		令別表	用 途	有 効 測 定	泪	定時間	年平均値	0. 1 pp		0.0	均値が 4ppmを	1 値	時 間 の	日平均値	日平均値 の 2 %	日平均値が0.04 ppmを超えた日	環境基準の長期的 評価による日平均	測定
市町	測定局	第3の	地	日数	1751		十二乙间	えた睛	寺間 数	超え	た日数			の最高値	除外值	が2日以上連続	値が 0.04ppmを超	
			_	口蚁				とその	り割合	とそ	の割合	最	同胆	の取同値	157 71 10	したことの有無	えた日数	機種
		区分	域	(日)	(叚	寺間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)		(ppm)	(ppm)		(有×・無○)	(日)	
松山市	富久町	84	未	366	8,	745	0.008	0	0.0	0	0.0	0.	077	0.021	0.016	0	0	高感度型
	和 気	84	未	366	8,	734	0.007	0	0.0	0	0.0	0.	061	0.017	0.015	0	0	"
	味 生	84	住	364	8,	722	0.011	0	0.0	0	0.0	0.	099	0.031	0.025	0	0	"
松前町	松 前	84	未	363	8,	716	0.006	0	0.0	0	0.0	0.	058	0.015	0.012	0	0	"
今治市	今 治	84-2	住	355	8,	411	0.009	0	0.0	0	0.0	0.	088	0.040	0.027	0	0	"
新居浜市	北小松原	85	住	366	8,	753	0.007	0	0.0	0	0.0	0.	045	0.017	0.015	0	0	"
	金 子	85	住	366	8,	753	0.006	0	0.0	0	0.0	0.	041	0.017	0.012	0	0	"
	新居浜工高	85	住	366	8,	751	0.008	0	0.0	0	0.0	0.	094	0.018	0.016	0	0	"
	若 宮	85	住	366	8,	752	0.009	0	0.0	0	0.0	0.	041	0.023	0.017	0	0	"
ŀ	中 村	85	未	366	8,	752	0.007	0	0.0	0	0.0	0.	060	0.020	0.015	0	0	"
	大生院	85	未	366	8,	750	0.007	0	0.0	0	0.0	0.	055	0.024	0.017	0	0	"
西条市	飯岡	85	未	366	8,	755	0.006	0	0.0	0	0.0	0.	065	0.018	0.015	0	0	"
	西 条	85	住	366	8,	757	0.005	0	0.0	0	0.0	0.	037	0.013	0.011	0	0	"
-	神 拝	85	住	364	8,	742	0.005	0	0.0	0	0.0	0.	031	0.013	0.010	0	0	"
-	禎 瑞	85	未	366	8,	751	0.008	0	0.0	0	0.0	0.	049	0.021	0.017	0	0	"
	氷 見	85	住	365	8,	746	0.007	0	0.0	0	0.0	0.	037	0.018	0.016	0	0	"
川之江市	吉 祥 院	86	商	366	8,	757	0.005	0	0.0	0	0.0	0.	021	0.013	0.010	0	0	"
	金 生	86	住	360	8,	657	0.008	0	0.0	0	0.0	0.	044	0.020	0.017	0 .	0	"
-	川之江	86	未	366	8,	744	0.008	0	0.0	0	0.0	0.	045	0.020	0.016	0	0	"
伊予三島市	工業用水池	86	住	362	8,	710	0.004	0	0.0	0	0.0	0.	047	0.012	0.008	0	0	"
	旧県事務所	86	住	366	8,	753	0.004	0	0.0	0	0.0	0.	028	0.011	0.010	Ó	0	"
	寒 川	86	未	364	8,	700	0.003	0	0.0	0	0.0	0.	035	0.012	0.008	0	0	"
東 予 市	広 江	87	未	364	8,	754	0.004	0	0.0	0	0.0	0.	069	0.013	0.010	0	0	"
	東中学校	87	未	366	8,	781	0.005	0	0.0	0	0.0	0.	042	0.013	0.011	0	0	"
	北保育所	87	未	366	8,	750	0.006	0	0.0	0	0.0	0.	052	0.016	0.013	0	0	"
	東 予	87	住	366	8,	783	0.006	0	0.0	0	0.0	0.	038	0.014	0.011	0	0	"
小松町	小松中学校	87	住	366	8,	752	0.003	0	0.0	0	0.0	0.	036	0.013	0.009	0	0	"
	石 根	87	未	366	8,	755	0.004	0	0.0	0	0.0	0.	034	0.012	0.010	0	0	"
土居町	土 居	100	未	366		752	0.005	0	0.0	0	0.0	0.	026	0.012	0.010	0	0	"
丹原町	丹 原	100	未	366	8,	750	0.006	0	0.0	0	0.0	0.	051	0.018	0.013	0	0	"
	来 見	100	未	365	8,	734	0.005	0	0.0	0	0.0	0.	034	0.013	0.011	0	0	"
長浜町	大 屋	100	未	320	7,	803	0.003	0	0.0	0	0.0	0.	040	0.014	0.008	0	0	"
ľ	港務所	100	未	353	8,	512	0.005	0	0.0	0	0.0	0.	063	0.016	0.006	0	0	"

備考1 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。 ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

2 「測定機種」欄の高感度型とは、昭和52年12月1日改正によるJISに基づいた機種をいう。

資料 2-7 地域別二酸化硫黄濃度経年変化(年平均值)[ppb]



資料2-8 一酸化炭素測定結果

8 時間値が 日平均値が 1時間値が30 日 平 均 値 が 1 0 環境基準の長期 用 平 均 日平均值 時 間 日 20ppmを超|10ppmを超|ppm以上となった ppmを超えた日が 的評価による日 有 劾 測 定 時 間 年平均值 途 の の 2 % Ø 値 値 測定日数 えた回数とえた日数とことがある日 2 日 以 上 連 続 平均値が10ppm 測定局 市 町 高值除外值 最 高 最 値 地 合 そ の 割 合 数とその割合 したことの有無を超えた日数 その割 域 (有×・無○) (日) (時間) (回) (%) (日) (%) (日) (%) (ppm) (ppm) (ppm) (日) (mgg) 川之江市 0 0.0 0.0 2.1 0.8 0.6 0 Л 之 汇 未 3648.714 0.4 0 0.0 0 0 0 0 0.0 0 0.0 1. 9 0.8 0.7 \bigcirc 0 伊予三島市 伊 予 三 島 住 3618.669 0.4 0.0 新居浜市 村 0.0 1.0 0.8 Ο 0 中 未 365 8,677 0.4 0 0.0 0 0.0 0 4.1 \bigcirc 0.0 0 0.0 2.7 1.0 0.8 0 西 条 市 西 条住 3668, 693 0.5 0 0.0 0 0.0 3. 2 0.9 0.7 \bigcirc 0 東 予 市 東 予 住 365 8, 692 0.4 0 0.0 0 0.0 0 0.0 2.4 1.8 Ο 0 松 Ш 市 本 町 消 防 商 360 8, 591 1. 1 0 0.0 0 0.0 0 5.9

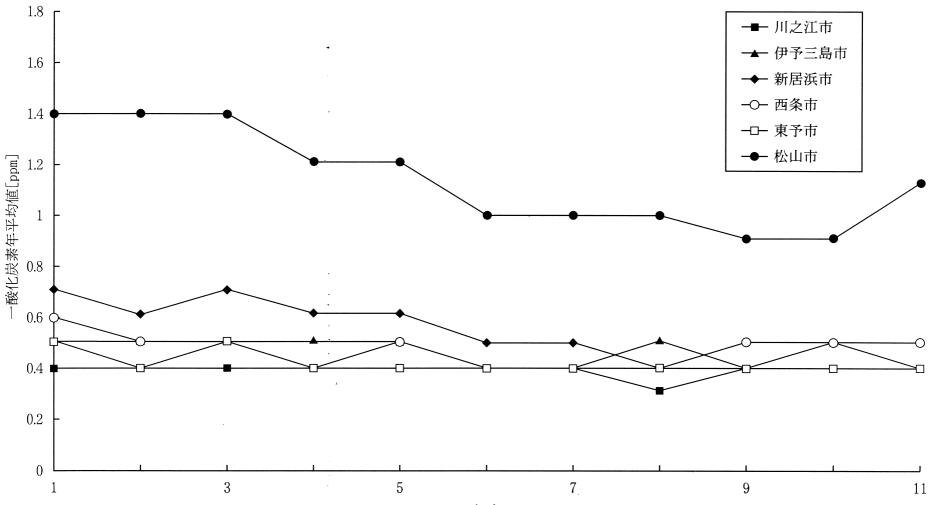
(平成11年度)

資料2-9 主要道路近傍一酸化炭素測定結果

(平成11年度)

市	町	名	道路名	測定結果(単位:p	pm)
111	այ	口	坦昭 伯	1時間の最低値~最高値	日平均值
加之	と江す	Б	県道川之江大豊線	$0.2 \sim 1.2$	0.6
伊う	予三島	哥市	国道11号	$0.3 \sim 1.8$	0.9
新居	3浜1	Б	"	$0.4 \sim 3.4$	1.9
西	条	市	"	$0.2 \sim 0.7$	0.4
東	予	市	県道壬生川丹原町線	$0.2 \sim 1.2$	0.6
今	治	巿	国道196号	$0.4 \sim 1.0$	0.7
北	条	巿	県道湯山北条線	$0.2 \sim 0.6$	0.3
砥	部	町	国道33号	$0.3 \sim 1.8$	0.7
伊	予	巿	国道56号	$0.2 \sim 0.6$	0.4
大	洲	市	"	$0.3 \sim 2.1$	0.8
八朝	番浜⋷	fī	国道197号	$0.2 \sim 1.2$	0.6
宇利	口島市	Ħ	国道56号	$0.3 \sim 1.9$	0.7

資料 2-10 地域別一酸化炭素濃度経年変化(年平均值)[ppm]

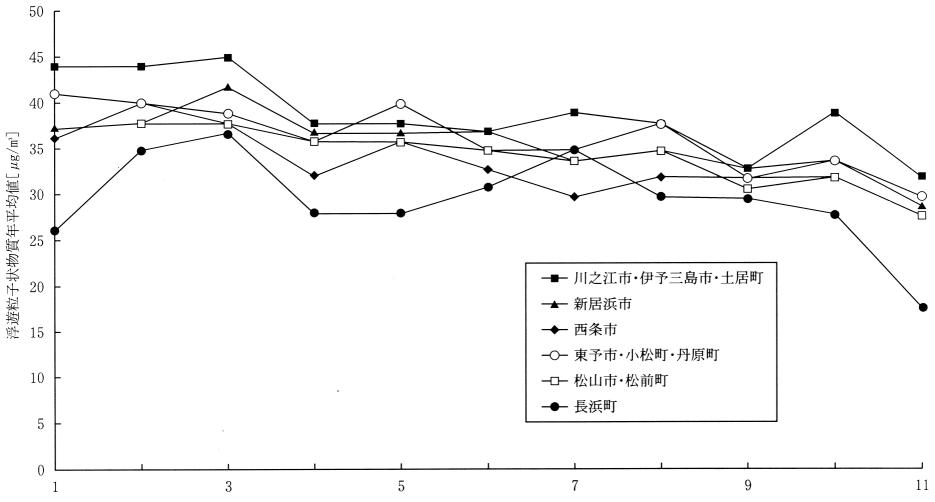


資料 2-11 浮遊粒子状物質測定結果

.成1		

															(半成11年度)
市 町	測定局	用途地域	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	0.20 mg 超えた とその	と時間数 つ 割 合	0.10 超え とそ	均値が mg /m ² を た日数 の割合	1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 最 高 値	日平均値 の 2 % 除 外 値	日平均値が0.10 mg/mを超えた日 が2日以上連続 したことの有無	環境基準の長期的 評価による日平均 値が 0.10mg/mを 超えた日数	測定方法
		1	(日)	(時間)	(mg∕m')	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg∕m³)	(mg∕m³)	(mg∕m³)	(有×・無○)	(日)	
松山市	富久町	未	362	8,673	0.031	0	0	0	0	0.168	0.085	0.065	0	0	ベータ線吸収法
	和 気	未	365	8,704	0.027	0	0	0	0	0.181	0.078	0.064	0	0	"
	味 生	住	353	8, 551	$0.\ 0\ 2\ 1$	0	0	0	0	0.103	0.069	0.051	0	0	"
松前町	松前	未	359	8,669	0.033	0	0	0	0	0.159	0.082	0.070	0	0	"
新居浜市	北小松原	住	356	8, 582	0.034	3	0	0	0	0.280	0.098	0.072	0	0	"
	金 子	住	364	8,738	0.027	1	0	1	0.3	0.284	0.141	0.065	0	0	"
	新居浜工高	住	364	8,723	0.027	5	0.1	0	0	0.284	0.085	0.064	0	0	"
	若 宮	住	366	8,737	0.025	4	0	0	0	0.266	0.089	0.061	0	0	"
	中 村	未	356	8,611	0.032	3	0	1	0.3	0.269	0.108	0.070	0	0	"
	大生院	未	361	8,650	0.028	2	0	0	0	0.213	0.086	0.063	0	0	"
西条市	飯岡	未	364	8,727	0.030	2	0	0	0	0.228	0.094	0.069	0	0	"
	西 条	住	366	8,751	0.027	4	0	0	0	0.295	0.089	0.061	0	0	"
	神 拝	住	359	8,659	0.027	5	0.1	0	0	0.325	0.081	0.060	0	0	"
	禎 瑞	未	365	8,745	0.034	3	0	1	0.3	0.280	0.109	0.076	0	0	"
	氷 見	住	365	8, 743	0.024	5	0.1	1	0.3	0.285	0.104	0.061	Ó	0	"
川之江市	吉 祥 院	商	366	8,747	0.032	3	0	1	0.3	0.282	0.102	0.073	. 0	0	//
	金 生	住	365	8,761	0.039	4	0	3	0.8	0.366	0.110	0.082	0	0	"
	川之江	未	362	8,698	0.032	3	0	0	0	0.325	0.088	0.077	0	0	"
伊予三島市	工業用水池	住	365	8,748	0.025	1	0	0	0	0.206	0.092	0.069	0	0	"
	旧県事務所	住	366	8,752	0.037	2	0	1	0.3	0.240	0.113	0.078	0	0	"
	寒 川	未	348	8, 427	0.033	2	0	1	0.3	0.281	0.105	0.073	0	0	"
東 予 市	広 江	未	329	7,928	0.033	5	0.1	1	0.3	0.284	0.115	0.072	0	0	"
	東中学校	未	364	8,757	0.033	2	0	1	0.3	0.242	0.105	0.071	0	0	"
	北保育所	未	365	8,746	0.032	6	0.1	0	0	0.311	0.096	0.074	\circ	0	"
	東 予	住	366	8,780	0.039	2	0	2	0.5	0.300	0.130	0.083	0	0	"
小松町	小松中学校	住	360	8,616	0.018	1	0	0	0	0.210	0.061	0.042	0	0	"
	石 根	未	366	8,756	0.027	3 '	0	0	0	0.258	0.093	0.063	0	0	"
土居町	土 居	未	366	8,746	0.027	2	0	0	0	0.285	0.080	0.057	0	0	"
丹原町	丹 原	未	364	8,724	0.033	2	0	1	0.3	0.211	0.123	0.077	0	0	"
	来 見	未	364	8,732	0.023	3	0	0	0	0.281	0.092	0.063	0	0	"
長浜町	大 屋	未	358	8,647	0.020	1	0	0	0	0.223	0.068	0.052	0	0	"
	港務所			8,749	0.015	0	0	0	0	0.172	0.032	0.018	0	0	"

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/mを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/mを超えた日数である。 ただし、日平均値が0.10mg/mを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。 資料 2-12 地域別浮遊粒子状物質濃度経年変化(年平均値) [µg/m³]

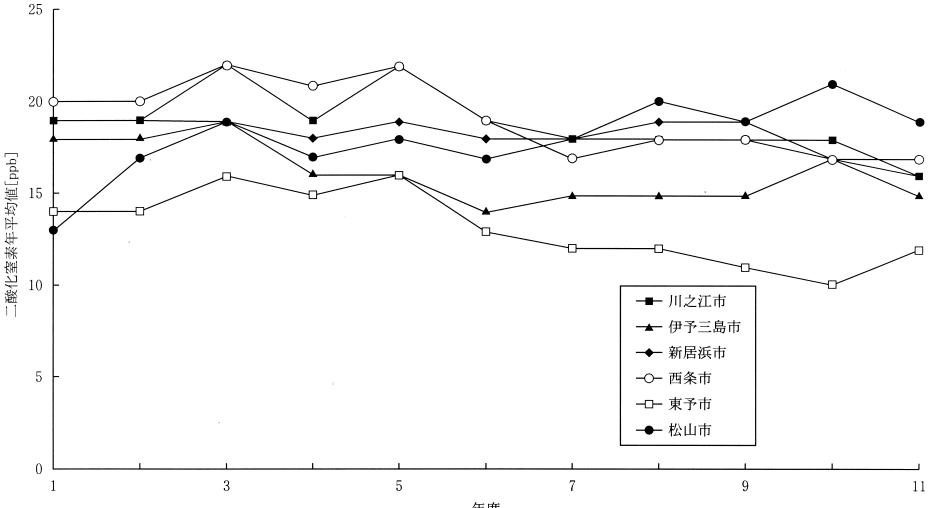


資料 2-13 窒素酸化物測定結果

					・酸	化窒	素(N(C)					酸		化		窒	素	(N	O 2)				窒素	酸化	物 (NC	$O + NO_2$)
			用	有			1	日	有			1	1時	間値	1時間	目値が	日平均	目値が	日平均	値が	日	98%値評価	有			1	B	年
				劾	測	年	時	年 平	効	測	年	時	が0.	2ppm	0.1pp	m以上	0.06p	opmを	0.04p	pm以	年 平	による	効	測	年	時	年 平	平
		-	途	測	定	平	間	間 均	測	定	平	間	を超	えた	0.2pp	m以下	超えた	:日数	上0.0	6ppm	間 均	日平均値が	測	定	平	間	間 均	均
τī	1 200 3	定 局	地	定	時	均	最 値	98 値	定	時	均	最 値	時間	数と	の時間	し数と	とその)割合	以下の	日数	98 値	0.06ppmを	定	時	均	最 値	98 値	値
				日	間	値	高の	% の [`]	日	間	値	高の	その	割合	その	割 合			とその)割合	%の	超えた日数	B	間	値	高の	%の	NO_2
			域	数			値	値	数			値									値		数			値	値	NO x
				(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
川之江市	川 ;	之江	未	366	8,756	0.007	0.102	0.020	366	8,756	0.016	0.066	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.029	0	366	8,756	0.023	0.145	0.045	71.0
伊予三島市	伊予	予三島	住	366	8,750	0.007	0.089	0.022	366	8,750	0.015	0.061	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.030	0	366	8,750	0.022	0.122	0.049	66.6
	金	子	"	366	8,753	0.007	0.091	0.024	366	8,753	0.018	0.071	0	0	0	0	0	0	4	1.1	0.036	0	366	8,753	0.024	0.129	0.054	72.3
新居浜市	ψ	村	未	366	8,755	0.013	0.195	0.036	366	8,755	0.018	0.060	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.033	0		8,755	0.031	0.246	0.065	58.2
10 10 10	高	津	"	365	8,751	0.006	0.116	0.022	365	8,751	0.013	0.070	0	0	0	0	0	0	2	0.5	0.027	0		8, 751	0.019	0.145	0.050	68.6
	泉	Л	住	366	8,745	0.009	0.169	0.033	366	8,745	0.015	0.055	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.029	0		8,745	0.024	0.204	0.057	64.2
西条市	西	条	″	364	8, 738	0.008	0.119	0.024	364	8,738	0.017	0.074	0	0	0	0	0	0	5	1.4	0.034	0		8, 738	0.025	0.179	0.054	67.2
東 予 市	東	予	"	365	8, 743	0.005	0.070	0.014	365	8, 743	0.012	0.049	0	0.	0	0	0	0	0	0	0.025	0		8, 743	0.016	0.105	0.037	71.2
	富 :	人 町	未	366	8,724	0.007	0.120	0.020		8, 724	0.017	0.068	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.032	0.		8, 724		0.153	0.048	71.2
松山市	和	炅	"	364	8,694	0.010	0.218	0.037	364	8,694	0.019	0.081	0	0	0	0	0	0	7	1.9	0.039	0		8,694		0.254	0.071	64.5
	味	生	住	364	8,686	0.009	0.144	0.023		8,686	0.020	0.094	0	0	0	0	0	0	4	1.1	0.037	0	364	8,686	0.028	0.180	0.059	69.6

備考 「98% 値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

資料2-14 地域別二酸化窒素濃度経年変化(年平均值)[ppb]

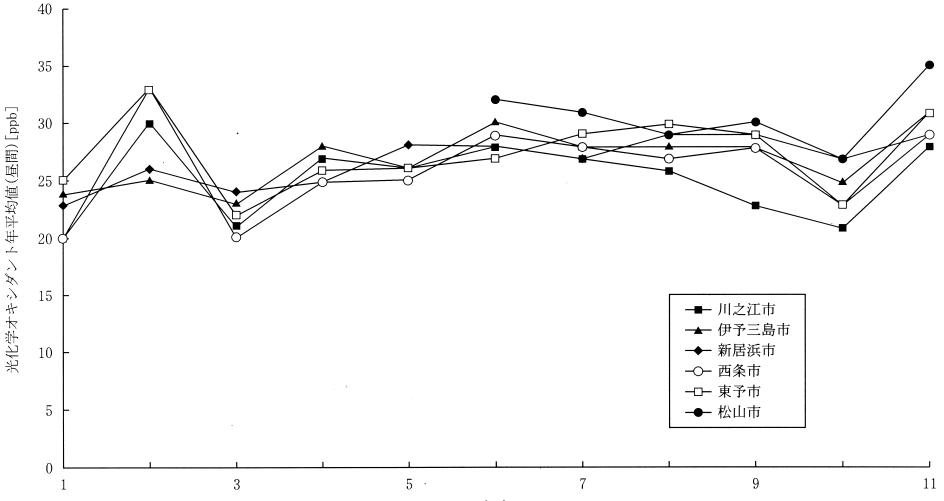


資料2-15 光化学オキシダント測定結果

(平成11年度)

市町名	測 定 局	用 途 地	昼 間 測定日数	昼 間 測定時間	昼間の1 が0.06 えた日数 時間数	ppmを超	が0.1 えた[D1時間値 2 ppmを超 日数とその 高 値	昼 間 の 1 時 間 値 の 平 均 値	昼間の日 最高1時 間値の年 平 均 値	1 値 (間 時 の 間 年 値
	2	域	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(pı	om)
川之江市	川之江	未	365	5,390	77	279	0	0	0.099	0.047	0.	028
伊予三島市	伊予三島	住	360	5, 283	78	364	1	3	0.128	0.047	0.	031
	金 子	住	363	5, 374	39	1 3 6	0	0	0.082	0.039	0.	025
新居浜市	中 村	未	363	5, 369	51	183	0	0	0.088	0.040	0.	025
利店供用	高 津	未	365	5, 423	108	449	0	0	0.108	0.050	0.	032
	泉 川	住	364	5, 411	113	655	0	0	0.111	0.052	0.	033
西条市	西 条	住	366	5, 421	65	281	0	0	0.097	0.044	0.	029
東 予 市	東 予	住	366	5,375	81	376	0	0	0.104	0.048	0.	031
松山市	富久町	未	362	5,256	122	533	0	0	0.115	0.053	0.	035

資料2-16 地域別光化学オキシダント濃度経年変化(年平均値(昼間))[ppb]

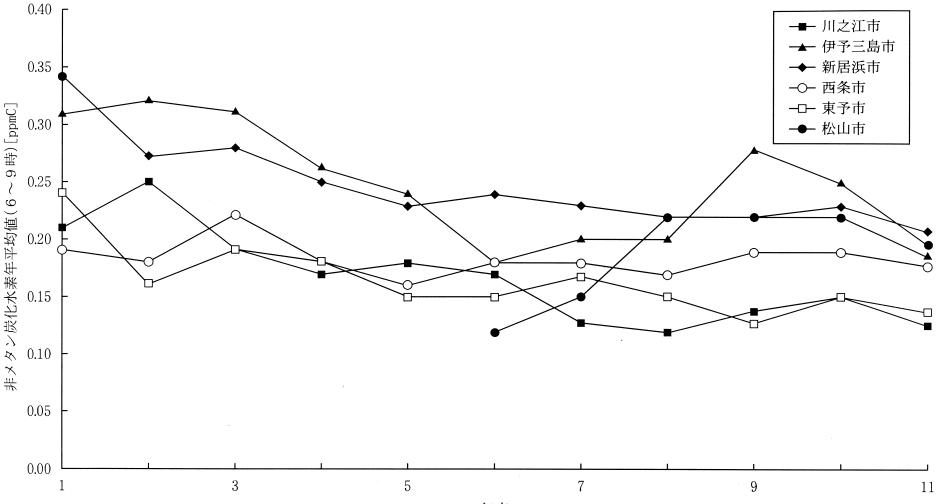


資料2-17 非メタン炭化水素測定結果

(平成11年度)

												以11千皮/
					$6 \sim 9$				$6 \sim 9$	時3時間	$6 \sim 9$	時3時間
		用			時にお	6~9時	6~	9 時	平均	値が0.20	平均	値が0.31
市町名	測定局	3 途	測定時間	年平均值	ける年	測定日数	3時間ゴ	平均值	ppm C	を超えた	ppm C	を超えた
		地			平均值		最高値	最低值	日数と	その割合	日数と	その割合
		域	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
川之江市	川之江	二未	8,699	0.14	0.13	365	0.70	0.04	3 0	8.2	2	0.5
伊予三島市	伊予三島	自住	8,673	0.17	0.20	344	0.85	0.02	139	40.4	52	15.1
	金	白住	8,357	0.19	0.22	349	0.76	0.04	183	52.4	44	12.6
新居浜市	中 木	す 未	8, 335	0.20	0.26	346	0.82	0.02	187	54.0	122	35.3
利西供币	高 洋	ま、未	8,719	0.14	0.17	366	0.42	0.03	104	28.4	1 0	2.7
	泉ノ	住	8,727	0.15	0.18	366	0.70	0.02	121	33.1	27	7.4
西条市	西翁	主住	8,637	0.17	0.18	359	0.52	0.05	98	27.3	19	5.3
東 予 市	東 う	; 住	8, 396	0.14	0.14	352	0.30	0.04	4 2	11.9	0	0.0
松山市	富久町	「未	5, 199	0.18	0.19	225	0.45	0.03	91	40.4	2 0	8.9

資料2-18 地域別非メタン炭化水素濃度経年変化(年平均値(6~9時))[ppmC]



資料2-19 降下ばいじん測定結果

(平成11年度)

市	測定地点	用途地域	年平均值	市	測定地点	用途地域	年平均值
L I I	例足地点	用远地域	(トン/k m²/月)	۱۱۱ ۱	側疋地点		(トン/km²/月)
	上分小学校	未	3.2		新居浜工高	住	2.6
	金生公民館	住	2.7	新居浜市	金子小学校	住	2.9
川之江市	浜田公会堂	I	3.7	利	惣開公民館	住	4.1
	金 沢	未	3.7		泉川公民館	住	3.0
	妻 鳥	未	3. 0	西条市	神 拝	住	2. 4
	旧県事務所	住	2. 0		今治地方局	商	2. 4
	松柏小学校	住	3.9	今 治 市	常磐小学校	住	1.7
伊予三島市	工業用水池	住	2.9		枝堀児童館	住	1.8
	寒川小学校	未	2.2	松山市	富 久	未	1. 1
	乾 公 園	準工	3.5				

資料2-20 大気汚染防止のための規制の概要

	項目		排	出	基	準	等		直
		大	気 汚	染防	止法	県公	害防止条	冬例	罰
		-#	冰柱	特別排	基準設		横だし	総量	適
物質名	i 📃	基	準	出基準	定方式	上のせ	す そ のばし	規制	用
	硫黄酸化物	地域	区分毎	有	K 值	無	有	有	有
	侃 貝 嵌 化 初	総量	し 規 制	(指定」	也域)	***	伯	19	(⁷ F)
ばい煙	ばいじん	全国	国一律	有	濃 度	無	有	無	有
	有害物質	全国	国一律	無	濃 度	有	有	無	有
	特定有害物質	未		指	定		無		無
特 定	红物 質	事	故	時 規	1 制	無	有	無	無
	一般粉じん	構進	ē、 使 用	、管理	の基準	無	有	無	無
粉じん	特定粉じん	全日	国一律	無	濃 度		無		無
	村た材しん	排	出等亻	F業 の	基準		無		無
指 定	5 物 質	全日	国一律	無	濃 度		無		無

資料2-21 大気汚染防止法による排出基準

○ 硫黄酸化物の排出基準

地	域	川 之 江 市 伊予三島市	居 浜 条	市市	予松	市 町	今	治	市	松松	山 前	市 町	そ	の	他
K	値	6.0	2.	. 34		5.0		14	4.5		1	1.5		1	7.5

(注) 新居浜市・西条市は、昭和49年4月1日以降設置施設のK値である。

○ ばいじんの排出基準

施設の種類(ボイラー、加熱炉、乾燥炉等)、使用燃料の種類、施設の規模(排ガス量等の区分)ごとに基準が定められている。

(例)

施	設	の	種	類	規	模	排出基準(g/Nm³)
					排ガス量が20	万Nm³/h以上	0.05
ボイ 「 重油	ラー その他	の液体	燃料を	専焼	排ガス量が4 20万Nm ³ /h	万Nm ³ /h以上 未満	0.10
	るもの 燃料を				排ガス量が1 4万Nm ³ /h	万Nm ³ /h以上 未満	0.25
					排ガス量が1	万Nm ³ /h未満	0.30

○ 窒素酸化物の排出基準

施設の種類(ボイラー、加熱炉、乾燥炉等)、使用燃料の種類、施設の規模(排ガス量等の区 分)ごとに基準が定められている。

(例)

施設の種類	規	模	排出基準(ppm)
	排ガス量が507	丂Nm³/h以上	130
ボイラー	排ガス量が17 50万Nm ³ /hオ	丂Nm³/h以上 ミ満	150
(液体燃料を燃焼させるもの)	排ガス量が17	丂Nm³/h未満	180
	伝熱面積が10	m ^² 未満	260

資料2-22 県条例による上乗せ排出基準

		ば い 煙 3	笔生施設		許容限度(単位温度 が零度であって、圧 力が1気圧の状態に
番号	区域	種類	規模	物質	換算した排出ガス1 立方メートルにつき ミリグラム)
1	松山市(北吉田町、南吉田町、大可賀一 丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に 限る。)及び新居浜市(種子川山、立川 山、大永山、萩生のうち小河山、船木の うち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、 ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝 ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷並 びに大生院のうち大生院2461番地から大 生院4800番地までの区域を除く。)の区 域	造の用に供する塩素急 速冷却施設 (2)塩化第二鉄の製造の 用に供する溶解槽 (3)活性炭の製造(塩化	は、塩素換算量)の処 理能力が1時間当たり 50キログラム以上であ ること。 バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算1時間	塩素	20
		に供する塩素反応施 設、塩化水素反応施設 及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩 素(塩化水素にあって は、塩素換算量)処理 能力が1時間当たり50 キログラム以上である こと。		
2	松山市(北吉田町、南吉田町、大可賀一 丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に 限る。)及び新居浜市(種子川山、立川 山、大永山、萩生のうち小河山、船木の うち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、 ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝 ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷並 びに大生院のうち大生院2461番地から大	造の用に供する塩素急 速冷却施設 (2)塩化第二鉄の製造の 用に供する溶解槽	素(塩化水素にあって は、塩素換算量)の処 理能力が1時間当たり	塩化水素	50
	生院4800番地までの区域を除く。) の区 域	 (3)相 住民の委迫 (塩化 亜鉛を使用するものに 限る。)の用に供する 反応炉 (4)化学製品の製造の用 に供する塩素反応施 設、塩化水素反応施設 及び塩化水素吸収施設 			

3	州之内甲、州之内乙、禎瑞、西田、西泉 甲、西泉乙、楢ノ木、野々市、坂元、氷 見甲、氷見乙及び氷見丙に限る。)、東 予市(河之内及び黒谷を除く。)、周桑 郡小松町(新屋敷、南川、北川、大頭、 明穂、安井及び大郷に限る。)及び周桑 郡丹原町(願連寺、丹原、今井、池田、 久妙寺、徳能出作、田野上方、北田野、	供する焼成炉及び溶融 炉のうち、ガラス又は ガラス製品の製造(原 料としてほこる石又は 珪弗化ナトリウムを使 用するものに限る。) の用に供するもの 煤、燐酸、燐酸質肥料 又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使 用するものに限る。)	時間当たり50リットル	及び弗化珪素	8.0
	長野、高松及び石経に限る。)の区域	弗酸の製造の用に供す る凝縮施設、吸収施設 及び蒸留施設(密閉式 のものを除く。)	トル以上であるか、又		
		ムの製造(原料として 燐鉱石を使用するもの に限る。)の用に供す る反応施設、乾燥炉及 び焼成炉	以上であるか、火格子 面積が1平方メートル	v	
		アルミニウムの製煉の 用に供する電解炉(弗 素、弗化水素又は弗化 珪素が電解炉から直接 吸引され、ダクトを通 じて排出口から排出さ れるものに限る。)	電気容量が30キロアン ペア以上であること。	弗素、弗化水素 及び弗化珪素	1.0

備考

1 この表の許容限度欄に掲げる量は、1の項に掲げるものにあっては日本工業規格(以下「規格」という。)K0106に定める方法 のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量として、2の項に掲げるものにあっては規格K0107に定める方法の うちチオシアン酸第二水銀法により測定される量として、3の項に掲げるものにあっては規格K0105に定める方法のうち吸光光 度法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該量には、すすの掃除を行なう場合等においてや むを得ず排出される同表大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質の欄に掲げる物質(以下「物質」という。1時間に つき合計6分間をこえない時間内に排出されるものに限る。)は、含まれないものとする。

2 物質の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

資料2-23 ばい煙発生施設市町村別届出数(1/2)

(平成11年度末現在)

	T							レタン	亡文九四	$t \rightarrow 0$	÷										T	IE	ハル	14.1	友乐	r			F度木現仕)
区分							7	大気》				*~								Т			公害					it.	r
			0		C	7	0	10	施		<u>л</u> Х		10		1 0 4	07	0.0	0.0	1			施		数	77	ı			
∖項番号	1	2	3	5	6	7	9	10	1	1	13		19		24	27	29	30			1	2	3	5及06	17				
∖及び																						パ		スレ				施	事
施設名	ボ	ガ	焙	溶	金	互	窸	直	骨	そ	廃	塩	塩	塩	鉛	覴	ガ	デ	小		ボ	ル		テー	夏	小	事		مللد
WERX T		-			唐	田田	議		踅		王	졷	14	112	1	毉		1		事業所数		1	14	13	出		事業所数	設	業
	1	ス	焼	解	一型	妣	歴	12	韬	一世の	旧位	径	尘	玺	公	將		Ŧ	計	が	1	密	一流	ル紡	監	計	對	戓又	所
	ラ	発	师	/11+	金属加熱炉	石油加熱炉	窯業焼成炉	直下炉・反応炉	骨材乾燥炉	その他の乾燥炉	廃棄物焼却炉	塩素反応施設	受	一碳	鉛二次溶解炉	硝酸吸収施設	ガスタービン	- ゼル 機関		30	ラ	蔜	ルミ溶解炉	フ糸	石油脱硫施設		20		
	-	発生炉			1	1	1	同念	/*	燥	后	設	同意	収	炉	設	シ	機			Ĺ	解	一炉	ア施	設			数	数
市町村名		炉	炉	炉				炉		炉			塩化水素反応施設	塩化水素吸収施設				関				パルプ漂白蒸解施設		ーブルファイバヨン紡糸施設等					
\													設	設							·	設		パ等					
川之江市	127(12)						2		1		5						2(2)	8(8)	145(22)	68(11)	4	5				9		154 (22)	72(11)
伊予三島市	94(19)						4		1		10						3(3)	16(16)	128(38)	58(14)	4	6				10	3	138(38)	61 (14)
伊予三島市 新 宮 村 土 日 町																		2(2)	2 (2)	2 (2)								2(2)	2 (2)
<u>土 居 町</u>	14										2						1(1)	1(1)	18(2)	12(2)	2					2	1	20(2)	13(2)
別子山村															<u> </u>			05 (05)	000(10)	10 (00)							<u> </u>	0.0.0 (1.0)	00 (00)
新居浜市	95(7)	1.75		11	10	11			4	13	23	5	3	5	1	3	1(1)	35 (35)	229(43)	63(26)	10		<u> </u>			10	5	239 (43)	68 (26)
西条市 東予市	87(7)	1(1)		4					2		4	ļ		<u> </u>	\downarrow 1		5(5)	30(23)	151 (36)	50 (20)	11					12	6	163 (36)	56(20)
東予市	64(6)				5				2		1						1(1)	11(11)	86(18)	36(7)				4		4	1	90(18)	37(7)
小松町 丹原町	14(0)			10					2		2							1(1)	19(1)	$\frac{8(1)}{17(2)}$	4					4	2	23(1)	10(1)
丹原町	9			10					2	0							1(1)	$\frac{4(4)}{57(40)}$	25(4)		4		 .			4	2	29(4)	19(2)
	145(1)									3	5				· · ·		1(1)	57(49)	211 (51)	102 (35)	9		1			10	5	221 (51)	107 (35)
<u> </u>	3								2		1								4	4 5	2					2	1	9	6
<u> 玉 川 町</u> 速 王 町	5				2				2		2								10	4	$\frac{2}{2}$					$\frac{2}{2}$		12	5
<u> </u>	2				$\frac{2}{7}$				2		$\frac{2}{2}$							1(1)	10	$\frac{4}{6(1)}$	$\frac{2}{3}$					$\frac{2}{3}$	2	17(1)	8(1)
	6					14	9		4		1						2 (2)	7(4)	39(6)	13 (3)	<u>ں</u>				1	1		40(6)	14(3)
<u> </u>	0					14	3										2(2)	$\frac{7(4)}{3(3)}$	$\frac{33(0)}{3(3)}$	$\frac{13(3)}{3(3)}$							1	$\frac{40(0)}{3(3)}$	$\frac{14(3)}{3(3)}$
<u> </u>											3							0(0)	3	2						+		3	2
伯古町	6							2	1		3				-			1(1)	13(1)	7(1)	1		1					13(1)	7(1)
鱼島村	0	1																1 (1)	10(1)									10(1)	
弓前町	5										1				1		1		7	3			1					7	3
生名村	1		-								2								3	3			1					3	3
岩 城 村	2										1								3	2								3	2
上浦町	1								1									2	4	3	1							4	3
丹今朝玉波大菊吉宮伯魚弓生岩上大関原治倉川方西間海窪方島削名城浦川前町町町町町町村町村村町町村	2										1							1(1)	4(1)	3(1)								4(1)	3(1)
											1								1	1								1	1
北条市	28								1		3	4						5 (5)	37(5)	21(4)	2					2	1	39(5)	22(4)
松山市	110(12)			2		15		2		4	8	4					15(15)	85(85)	245(112)	131 (82)	10		8		2	20		265(112)	143 (82)
(松山市役所届出分)	312									3	23							1	339	192	85					85	35	424	227
重信町	20								2	2	2						1(1)	24 (24)	51 (25)	16(8)								51 (25)	16(8)
川 内 町	5								1		6						1(1)	4(4)	17(5)	7 (3)								17(5)	7(3)
中 島 町	1										1								2	2	2					2		4	3
久万町	7										2								9	8	6					6	2	15	10
面河村	1																		1	1	<u> </u>							1	1
美川村																					I								
柳谷村															ļ		3(3)		3(3)	3(3)	I			L				3(3)	3(3)
小田町	1										1					L	0.5 (0.0)	200 (05-)	2	2	2					2	1	4	3
山計	1,173(64)			27		40	15	5		27		9	3	6	2	3	37 (36)	299(278)	1,835(379)	858 (229)	162	11	10	4	3	190	86	2,025(379)	944 (229)
備考1()内は内数	IT	雷乐	重業	$\psi \neq \sigma$)雷気	工作	物に	聞す	て数	であ	ろ																	

備考1 ()内は内数で、電気事業法の電気工作物に関する数である。 2 松山市内の下段は、同市への届出数である。

ばい煙発生施設市町村別届出数(2/2)

(平成11年度末現在)

																					-		1) =		R F	_		(平成日年	
区分							7	大気泸	5染[方止污	<u></u>												公害					言	
									施		л. Х	数										施	設						
\ 項番号	1	2	3	5	6	7	9	10	1	1	13		19		24	27	29	30			1	2	3	5及び6	7				
∖及び	18	1.8	14	بىلى ا	~		-	-+-	17		-	4	u-	LE-	M	701/	13			-	تد	ぷ	-	スレ	-		-	施	事
	ボ	ガ	焙	溶	畲	白	一篓	旦	冝	ての	兇	壃	强	凫	堑	!!	깇	デ	小	1 畫	ボ	14		テー	温	小	畫		業
施設名	1	ス			周	田田	兼	L L	段	(V) (41)	来版	一套		16	TH	散	分	1		事業所数	1	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	14	13	牊		事業所数	灵	未
\setminus	1		焼	解	灿	<u>加</u>	一帶	1.7°	ね	一四	招	盗	畫	釜	一会	沿		Ŧ	計	新		笘	沄	1.8+	器	計	粉	пх	所
\backslash	ラ	発	1/70	///+	金属加熱炉	石油加熱炉	窯業焼成炉	Æ	骨材乾燥炉	彭	鈤	協	晋	퓺	鼦	協	ガスタービン	ル		20	ラ	展	アルミ溶解炉	ルめ	腀		~		
$\langle \rangle$		発生炉			/~	~	~	直下炉・反応炉	~	その他の乾燥炉	廃棄物焼却炉	塩素反応施設	塩化水素反応施設	塩化水素吸収施設	鉛二次溶解炉	硝酸吸収施設	シ	-ゼル機関			Ĺ	パルプ漂白蒸解施設	一炉	ーブルファイバヨン紡糸施設等	石油脱硫施設			数	数
市町村名	1	一炉	炉	炉				炉		炉		1	施	施				関				施		イ設					
\backslash													設	設								設		バ等					
伊予市	30	1									2						5(5)	16(16)	53(21)	24(11)	3					3	1	56(21)	25(11)
松前町		1(1)				1			3	3	1						- 1-1	7(7)	46(15)	20(5)	2					2	1	48(15)	21 (5)
砥 部 町	11				-		1			1	1							5(5)	19(5)	14(4)	10					10		29(5)	17(4)
広田村	11	+								1	-							0 (0)	10(0)		1.0				1	1.0		20 (0)	
中山町	4			<u> </u>		<u> </u>		+	1										5	4	1				1			5	4
双海町	2	-			<u> </u>				1										2	1	2	†			1	2	1	4	2
長浜町	11		<u> </u>	<u> </u>							1								12	7	<u> </u>	 			1	<u> </u>		12	7
<u> </u>	6	+							1		$\frac{1}{3}$								10	7	4					4	2	14	9
五十崎町	7	+							1		$\frac{3}{2}$								9	6	2			<u> </u>		2	1	11	7
						 					4								13	6	2					2	1	15	7
<u> </u>	13																		10	0	- 4					4	1	10	
河辺村大洲市	<u> </u>								C		6							12(12)	84(12)	48(10)	23					23	8	107(12)	56(10)
大洲市	60								6		6						1 (1)		$\frac{84(12)}{42(9)}$								$\frac{\circ}{2}$	46(9)	
八幡浜市	26										2						1(1)	13(8)		<u>21</u> 12	4					4	4	27(3)	23 12
保内町	20										4						1 (1)	$\frac{3(3)}{7(7)}$	27(3)		0					0		$\frac{27(3)}{16(12)}$	
伊方町	6(4)																1(1)	7(7)	14(12)	4	2					2		10(12)	5
瀬戸町	6																			3								1	3
三崎町三瓶町											1								1	1						0		17	7
三瓶町	15																		15	6	2					2	1	17	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
明浜町	9										2								11	6				ļ				11	6
三三明 雪 三 明 宇 野 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	25								6		2						1(1)		34(1)	17	2	ļ	ļ			2		36(1)	18
野村町	2					ļ	I		1		2							3(3)	8(3)	7	2					2		10(3)	8
城川町		1															. (.)		50 (1.0)									55(10)	10 (10)
宇和島市	50							L	3	1	3						2(2)	14(14)	73(16)	48 (13)	2			ļ		2		75(16)	49(13)
吉田町 三間町	19										1						1(1)	1(1)	22(2)	13(2)	L	L		L		L		22(2)	13(2)
<u>吉田町</u> 三間町 広見町	12										1								13	6				L				13	6
<u>広見</u> 町 松野町	8										2						2(2)		12(2)	6(1)	2					2	1	14(2)	7(1)
松野町	3																		3	2								3	2
日吉村											1	i.							1	1								1	1
津 島 町	6										6							4(4)	16(4)	13(4)								16(4)	13(4)
内海村		1									1								1	1								1	1
内 海 村 御 荘 町	7	1				1		1											7	5	2					2	1	9	6
城辺町	11				1	· · ·					2							1(1)	14(1)	8(1)	1	1	1					14(1)	8(1)
一本松町	6				1			1	1		1								8	5	9				1	9	2	17	7
西海町	İ	1	1	1	1	1		1	<u> </u>		1								1 1	1	Ť		1	1	1	1 ×		1	1
小計	405(11)	$\frac{1}{1}$		1	+	1	1		22	5	49						13(13)	86(81)	583(106)	323(51)	75		1	<u> </u>	<u> </u>	75	29	658(106)	352 (51)
		1.11	1	1	1	1	<u> </u>	1									10 (10)			1	† [·]	1	<u> </u>		<u> </u>	1.0		000(100/	0.52 (01)
合 計	1,578(75)	2 (2)	9	27	39	41	16	5	46	32	165	9	3	6	2	3	50(49)	385 (359)	2,418(485)	1, 181 (280)	237	11	10	4	3	265	115	2,683(485)	1,296(280)
備考()	内は内数で	~ 歪	「雪重	(秦江	<u>- 0</u> 5 - の煙	「一一	在版		オス	、粉下	あス		松音	सार्य	7	え重	業注のナ	ス工作地	に関する数も	(合む))	1001	1. <u>* *</u>	1.10			1000	1- 1 -	=,000(100)	1, 1, 100 (100)

|備考 ()内は内数で、電気事業法の電気工作物に関する数である。(松前町は、ガス事業法のガス工作物に関する数も含む。)

資料2-24 一般粉じん発生施設市町村別届出数(1/2)

(平成11年度末現在)

区分		大复	乱 汚	染り	方 止	法		県	公管	客 防	止 条	例		<u>計</u>	
			施設数	<u>χ</u>	-				方	奄 設 数					
施設名	鉱物土石	ベルト	バケット	破砕機	ふるい	小	事	鉱物土石	ベルト	皮はぎ、帯のこ	のこくず、チップ	小	事	施	事 業 所
	堆積場	コンベア	コンベア	磨砕機			業	堆積場	コンベア	砕木機	堆積場		業	設	業
	- 17, <i>m</i>	. ,	. ,			計	所	500m 以上	巾0.5m以上			計	所	数	所
市町村名	1.000㎡以上	巾0.75m以上	容量0.03m以上	75k 101 上	15kW以上		数	1.000㎡未満	0.75m未満	7.5kW以上	500㎡以上		数		数
川之江市	2	(For Complete	12000000		1	3	3	1	11	33	2	47	17	50	20
伊予三島市	1	1				2	2	1	10	28	4	43	12	45	14
新宮村		1				1	1		5			5	1	6	2
土 居 町	2	14		8	1	25	1		31			31	1	56	2
别子山村															
新居浜市	19(3)	86(8)	4	10	13	132(11)	9(1)		173	58		231	24	363(11)	33(1)
西条市	5(2)	20(14)	2(1)	2	1	30(17)	5(1)	3	36	43		82	18	112(17)	19(1)
西条市 東予市	2	1				- 3	2	2	11			13	2	16	3
小松町	1	26		4	11	42	2	1	24			25	5	67	5
丹原町	7	24	1	9	7	48	5	2	68			70	9	118	9
今治市	8	50		9	8	75	7	1	57	54		112	29	187	36
朝倉村	<u> </u>														
玉川町		4				4	1	3	5			8	4	12	5
波方町				1		1	1		2			2	2	3	3
大西町	1					1	1		5			5	2	6	3
菊間町															
吉海町	4	8		3	3	18	3		6			6	2	24	5
宮窪町	6			1	-	. 7	7	3	1			4	4	11	11
伯方町	5					5	4	1	4			5	4	10	8
魚島村															
弓削町	1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				.1	1	2				2	1	3	2
生名村															
<u>生 名 村</u> 岩 城 村															
上浦町									6			6	3	6	3
大三島町	1	28		10	7	46	3	1	36			37	5	83	8
関前村															
北条市	1	2		1		• 4	3	1	24			25	6	29	9
松山市	4(2)	6	3			13(2)	7(1)	4	36	13		53	17	66(2)	24(1)
(松山市役所届出分)	18	7		8	2	35	23	7	22	2		31	17	66	40
重信町	15	92		34	27	168	5		146			146	5	314	10
川内町							-		1	1		1	1	1	1
中島町									16		1	16	2	16	2
人 万 町	6	15		11	5	37	4	2	28			30	5	67	9
面河村	<u> </u>						-			1					1
美川村									1	1		1	1	1	1
柳谷村															1
小田町		1				1	1		2			2	2	3	3
小計	109(7)	386(22)	10(1)	111	86	702 (30)	101(3)	35	767	231	6	1,039	201	1,741(30)	290(3)
備老1 (10(1) 送江の重与				1 101 (0)		1	1 201	<u> </u>	1,,000	201	-, • • • (00)	

備考1 ()内は内数で、電気事業法の電気工作物に関する数である。

2 松山市の下段は、同市への届出数である。

一般粉じん発生施設市町村別届出数(2/2)

(平成11年度末現在)

区分		大复	〔 汚	染『	方 止	法		県	公領	客 防	止 条	例		(平成11年度)計	
		<u> </u>	施設数			14		215		<u></u>		/		нт	T
│ 施設名	鉱物土石	ベルト	<u>爬 成 </u>	破砕機	ふるい	小	事、	鉱物土石	ベルト	皮はぎ、帯のこ	のこくず、チップ	1 小	事	施	事
	堆積場	コンベア	コンベア	磨碎機	131.31	, j ,	業	堆積場	コンベア	碎木機	堆積場		業	設	業
	性们了物	, ,	12 ()	/G #11/X		計	(年) 所	500m ² 以上	巾0.5m以上	FT 215 128		計	所	数	前
市町村名	1.000㎡以上	巾0.75m以上	容量0.03m以上	75k机以上	15k₩以上	п	数	1.000m法満	0.75m未満	7.5kW以上	500㎡以上		数	~	· 業 所 数
伊予市	1,000m以上 1	10.750000L	谷里0.03回以上	TOKIKI	2	9	2	1,00011174.00	<u>0.730 / p</u>	1.0MIXL	300111/1	6	3	15	5
松前町	2	4			4	6	5	1	17			18	5	24	10
低部町	4	4				0	U	1	<u>1</u>			10	0	21	10
広田村	4					4	2		1			1	1	5	3
中山町	2	2				4	3	1	9			10	2	14	5
双海町	4	1		1		2	1	1	1			1	1	3	2
長浜町	2	1		1		4	3	1	6	1	1	9	5	13	8
内子町	3	6		3		12	4	2	8	3		13	6	25	10
五十崎町	2	10		5	2	19	• 4		41			41	2	60	6
<u>五</u> 」 町 肱 川 町	<u> </u>	10					-		2			2	1	2	1
河辺村															
大洲市	5	31		16	7	59	6	6	61	17		84	18	143	24
八幡浜市									7			7	2	7	2
保内町	1					1	1			2		2	2	3	3
伊方町															
瀬戸町															
三 崎 町 三 瓶 町									2			2	1	2	1
三 瓶 町	2	45		5	13	65	1		12			12	2	77	3
明浜町															
宇和町									3	4		7	3	7	3
野村町		2		7		9	3	1	11			12	2	21	5
城川町	3	1		2	1	7	1	1	19	1		21	4	28	5
宇和島市	14	25	1	6	3	49	14	3	21	10		34	9	83	23
吉田町	1					1	1							1	
三間町		2				2	1	2	3		1	6	2	8	3
広見町	1	4		2		7	2		19			19	4	26	6
松野町	1	8		4	3	16	1		7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		7	1	23	2
日吉村	0					9	1		9			9	3	11	4
津 島 町	2					2	1		3			9	3	11	+ 4
内 海 村 御 荘 町									6			6	3	6	3
									<u> </u>				ე	U	+ 0
		1.6		4	5	27	2	1	8			9	3	36	5
<u>一本松町</u> 西海町	2	16	,	4	9	- 21	4	1	0			9	ა	<u></u>	+
西海町 小計	48	164	1	56	36	305	58	20	278	38	2	338	85	643	143
小計	48	104	1	30	30	303	00	20	210	00	<u> </u>	000	00	040	140
合 計	157(7)	550(22)	11(1)	167	122	1,007(30)	159(3)	55	1,045	269	8	1,377	286	2,384	433(3)
合計のうち県所管数	139	543(22)	11(1)	159	120	972	136	48	1,023	267	8	1,346	269	2,318	393

備考 ()内は内数で、電気事業法の電気工作物に関する数である。